

岩手県告示第 18 号

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により設置した都市公園の区域を次のとおり変更する。

平成 20 年 1 月 11 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 岩手県立御所湖広域公園
- 2 位置 盛岡市繫字尾入野、字堂ヶ沢、字南ノ又、字菫内、字除キ、字菫内沢、字館市及び字清水端並びに岩手郡雫石町下長根、下町東、野中、大字西安庭第 10 地割字芦ヶ沢、第 11 地割字皂角、第 12 地割字十郎築、第 14 地割字長谷地、第 15 地割字籬野及び字下長谷地、第 16 地割字関根、第 23 地割字下戸沢、第 27 地割字上屋敷、第 31 地割字伝久並びに第 32 地割字下野、大字繫第 5 地割字塩ヶ森、第 18 地割字堂ヶ沢及び第 22 地割字除並びに御明神籬及び籬野の各地内
- 3 変更後の区域 別紙図面のとおり。
- 4 変更後に係る区域の供用開始の期日 平成 20 年 1 月 11 日

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部都市計画課及び盛岡地方振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。